

事 務 連 絡
令和 6 年 8 月 14 日

各消費生活協同組合（連合会）
代表理事 殿

東京都生活文化スポーツ局
消費生活部取引指導課長

フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行に向けた周知等について

標記の件に関して、厚生労働省から通知が発出されましたので、下記のとおり写しを送付いたします。貴連合会に加盟している各消費生活協同組合（東京都所管に限る。）には、別途送付しております。本通知及び送付資料につきましては、以下のウェブページにも掲載予定ですので、ご活用ください。

（URL：<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/chousa/seikyo/oshirase.html>）

記

送付資料
令和 6 年 7 月 12 日付事務連絡（写）

<連絡先>
東京都生活文化スポーツ局消費生活部
取引指導課生活協同組合担当
電話： 03（5388）3060
E-mail：S1121402@section.metro.tokyo.jp